

令和2年4月23日

助成金交付団体各位

公益財団法人 東教育財団  
理事長 楨野 勝

## 新型コロナウイルス感染予防措置により令和2年度助成金交付対象事業の中止・変更が生じた場合の助成金の取扱いについて（通知）

平素は、当財団の助成事業に深いご理解をいただき、誠にありがとうございます。

現在、新型コロナウイルス感染の拡大防止を図るため、国等において様々な対策が講じられておりますが、貴団体においても、何かとお心配りいただいているところと存じます。

さて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、令和2年4月7日に発せられた「緊急事態宣言」を受け、国、大阪府・市など関係機関から不要不急の外出抑制、イベント等行事の中止要請がなされていること、また、今後、各種施設等が閉鎖される可能性もあることなどから、助成金交付団体において、令和2年度の助成金交付対象事業を中止または変更することが予想されることから、当財団助成金の取扱いに関しまして、第37回理事会において、別紙の取扱いが決定されましたのでお知らせいたします。

なお、「助成金清算報告書」、「助成金変更申請書」の様式が必要な場合は、事務局にご連絡ください。

本件についての問合せ先

公益財団法人 東教育財団事務局

☎ (06) 6262-7363 担当:沼田

## 新型コロナウイルス感染予防措置により令和 2 年度助成金交付対象事業の中止・変更が生じた場合の助成金の取扱いについて

新型コロナウイルス感染拡大を予防するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき令和 2 年 4 月 7 日に発せられた「緊急事態宣言」を受け、国、大阪府・市など関係機関から不要不急の外出抑制、イベント等行事の中止要請がなされていること、また、今後、各種施設等が閉鎖される可能性もあることなどの現状に鑑み、令和 2 年度の助成金交付対象事業を中止または変更する場合について、以下のとおり取扱うこととする。

### 記

#### 1 助成金交付対象事業の中止の場合の助成金の取扱い

関係機関の中止要請や利用予定施設の閉鎖などにより、助成金交付対象事業の実施を中止したときは、直ちに財団事務局に連絡するとともに、事業中止の報告を文書で行うこと。交付済みの助成金は、財団事務局の指示により全額返金すること。

なお、事業中止決定に至るまでに事業準備行為に要した費用、キャンセル料等中止により返金されなかった費用、中止の告知に要した費用などがあった場合には、原則、申請時の収支予算計画の自己資金を充当することとされたいが、これによりがたい場合には、別途定める「助成金清算報告書」に清算事由、清算額の詳細等を記載し報告の上、事務局指示により清算金の返納を行うこと。

#### 2 助成金交付対象事業の実施時期変更の取扱い

助成対象事業の実施時期を変更した場合には、速やかに財団事務局に連絡し、実施時期変更の報告を文書で行うこと。なお、実施時期変更に伴い、開催場所の変更等もある場合は、その内容も報告すること。

実施時期などの変更により、実施費用が著しく申請の計画より変更となる場合は、次項の変更申請を行うこと。「事業実施報告書」提出時には、実施時期等変更の内容及び関係費用の詳細を記載した文書を添付すること。

### 3 助成金交付対象事業の事業計画を変更しようとするとき

当初申請した事業計画が、感染防止措置により計画どおりの実施が困難となり、当初計画の事業趣旨を踏襲する新たな計画に変更する場合は、財団事務局に事前に連絡し、「助成金変更申請書」を事務局に提出し、承認を受けること。また、この場合の助成金申請額は、当初交付の助成金額を超えないこと。

なお、今般状況に鑑み、新型コロナウイルス感染拡大防止や緊急事態宣言の趣旨を生かし、また、これらにより生じる事態の対応など、積極的に貢献するために実施する事業に変更しようとする場合は、当初計画の事業趣旨の如何にかかわらず、変更申請できることとする。但し、その事業の趣旨が、それぞれの助成金募集要項の趣旨目的とする範疇であること。

### 4 前項の事業計画の変更の承認について (略)

以上